

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の
在り方に関する検討会」（第4回）議事次第

平成13年3月1日（木）16:00～18:00
於 全国都市会館 3階 第1会議室

1. 開 会
2. 委員出席状況報告等
3. 議 事

昭和60年年金改正の際の議論等について

4. 閉 会

今後の検討会の進め方について

1 ここまでの経過

○昨年7月発足。昨年中に3回開催（7月、9月、11月）。

- これまで、平成12年改正の際の年金審での議論をひとつおり紹介。
 - ・第1回……検討会設置の趣旨、年金制度の概要
 - ・第2回……女性のライフスタイルの変化等の現状、個人単位化、第3号被保険者
 - ・第3回……遺族年金、離婚時の取扱い、パート労働者

2 今後のスケジュールについて

○夏頃まで月1回ペースで開催し、これまでの議論において要請のあった事項について、5～6回かけて、検討会委員以外の方からのヒアリング、委員間のレポート討論も織り交ぜて、それぞれの論点に関する議論を深めていく。

○とりあげる事項

- ・昭和60年改正による第3号被保険者制度創設の経緯とその際の議論
- ・各専門分野からの「女性と年金」についてのアプローチ
[法律、税制、労働経済、社会保障論、男女共同参画、パート労働の在り方等の点からの検討]
- ・一般の主婦の意見を聴取
- ・外国制度における配偶者給付や遺族年金、年金分割、育児期間等の評価等の現状と近年の動向
- ・各制度のどの面が個人単位、世帯単位であるかの整理

○スケジュール案

- ・3月1日 第3号被保険者制度の創設の経緯とその際の議論
 - ・4月上旬
 - ・7月中旬
- (5回程度)
- ヒアリング、委員からのレポート、外国制度についてのレポート及び個人単位、世帯単位の整理等を実施（今後スケジュールを調整）

第3号被保険者制度創設に至る議論の経緯について

- 昭和50年代に入り、本格的な高齢化社会を迎える21世紀に向けて、これまで給付水準の改善に重点が置かれてきた年金制度について、抜本的な改革の必要性が認識された。
- 昭和51年5月に厚生大臣の私的諮問機関として「年金制度基本構想懇談会」が設置された。同懇談会は、昭和54年4月に「わが国年金制度改革の方向 一長期的な均衡と安定を求めて一」と題する報告をまとめた。
 - ・ 報告の中では、被用者年金の給付が夫婦をカバーする水準に設定され、また、被用者の無業の妻が国民年金に任意加入できる制度となっていることについて、
 - ① 単身、夫婦の給付水準が分化されておらず、制度が成熟化していくと、単身者、夫婦共働き、被用者の無業の妻が国民年金に任意加入した世帯の年金の水準が過剰給付となる問題
 - ② 被用者の無業の妻が国民年金に任意加入できる制度について、任意加入せず離婚した場合に年金保障が受けられない問題がある一方、強制保険である社会保険に加入や脱退が自由な仕組みを残しておくことの問題が指摘された。
- このような検討をもとに、昭和57年パンフレット「21世紀の年金を考える」を作成するとともに、有識者調査（対象者1,000名中639人回答）を実施した。
 - ・ パンフレット「21世紀の年金を考える」においては、被用者年金は世帯単位の給付設計がとられており、このことにより、
 - ① 婦人の年金権の確立
 - ② 世帯としての年金水準の適正化という課題が生じていると記述した。
 - ・ 有識者調査の結果は、「被用者の妻についても固有の年金権を付与し、全ての婦人に独自の年金を保障すべきである」とする意見がもっとも多く約半数を占めた（婦人層においては約4分の3を占めた）。

○ 社会保険審議会厚生年金部会は、昭和 56 年 11 月より審議を行ってきたが、昭和 58 年 7 月に「厚生年金保険制度改正に関する意見」を厚生大臣に提出した。

・ 意見書の中では、

①被用者年金においては、年金の給付水準は世帯単位で構成されており、夫婦世帯と単身世帯の水準分化が不十分であること

②任意加入していない妻が障害者になった場合や離婚した場合の年金保障が十分でないことを考慮して、すべての婦人に独自の年金権を確立する方向で検討すべき

ことが課題として提起。

・ 具体的な改正事項については、厚生年金の給付水準については、夫婦世帯と単身世帯との水準分化にも留意しつつ適正化を図るべき、と指摘したが、婦人の年金権を確立する具体的な方法については、政府における検討に委ねる形となった。

○ この意見書を受け、厚生省において具体的な改正案の作成作業に入り、「基礎年金の導入」、「適正給付・適正負担」、「婦人の年金権の確立」を柱とする制度改正案をとりまとめ、昭和 58 年 11 月に関係審議会に諮問した。

・ この改正案で、被用者の妻も強制加入被保険者とし、独自の基礎年金を支給することとし、その財源は厚生年金保険の被保険者全体で賄う現在の第 3 号被保険者制度がとりまとめられた。

・ 基礎年金の導入により、給付をいわば個人単位化することで婦人の固有の年金権を確立するとともに、世帯としての年金水準を適正化したと説明された。

・ このことは、関係審議会においても、意見書の要請に沿ったものと評価され、了承する旨の答申を得た。

・ 第 3 号被保険者制度により「婦人の年金権」を確立したことについては、当時の論評においても評価された。

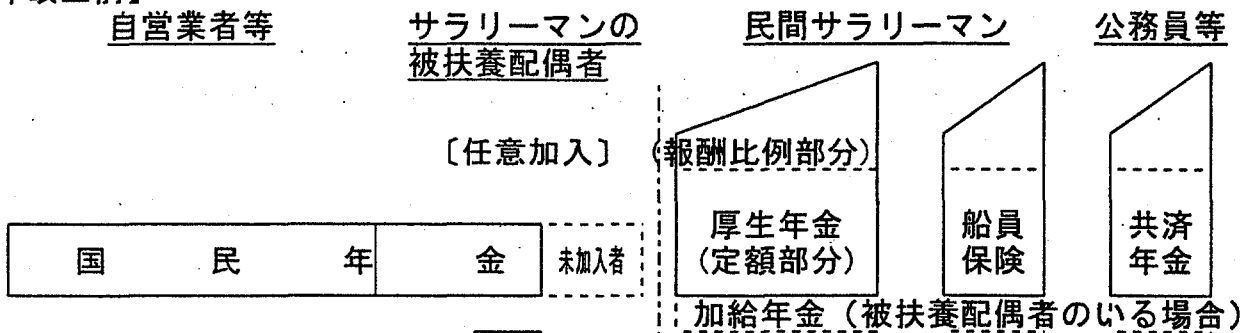
○ その後、昭和 59 年 3 月に年金改正法案は国会に提出され、衆参合わせて約 100 時間の審議を経て、昭和 60 年 4 月に成立した。

- ・ 国会の審議の過程では、第 3 号被保険者制度による婦人の年金権の確立に関して、「夫の保険料納付により妻に年金権が付与される第 3 号被保険者制度では婦人の年金権が確立したとはいえないのではないか」、「専業主婦に有利で、単身者、共働きに不利な制度ではないか」との質問がなされたものの、法案審議をめぐる大きな論点とはならなかった。

昭和60年改正による基礎年金（及び第3号被保険者）の導入

- 給付水準、給付体系の見直しの必要性
世帯単位で設計されていた被用者年金の水準の分化
- 女性の年金権の確立の要請

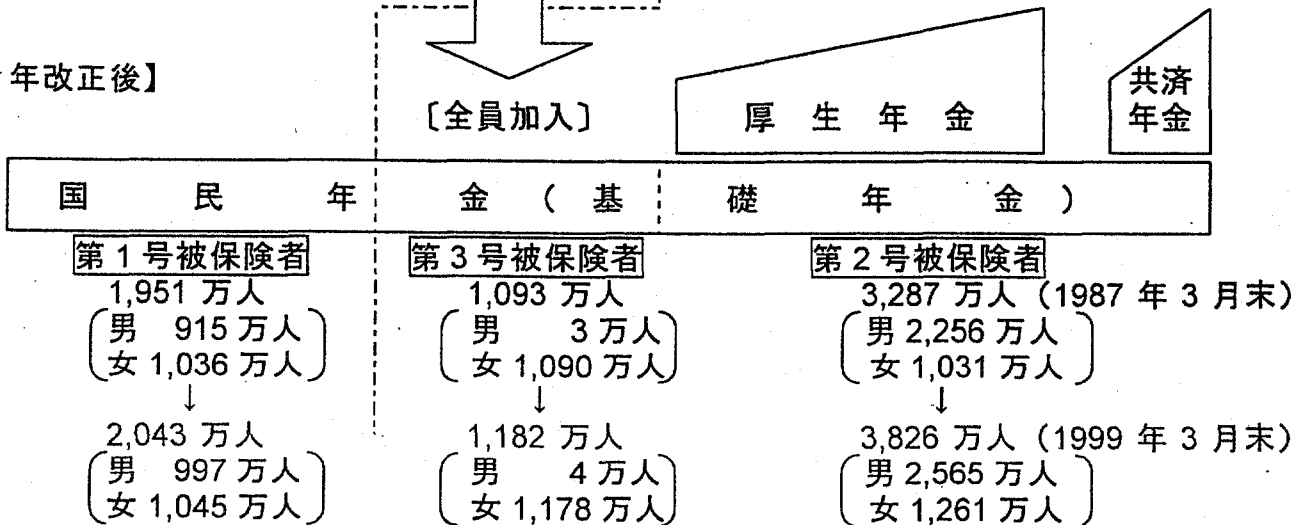
【昭和60年改正前】



※各制度共通の横断的な仕組みとして基礎年金を導入し、その負担を各制度が加入者の頭割りで持ち寄ることにより、産業・就業構造の変化に中立的で安定的な仕組みとした。

※被用者の被扶養配偶者の任意加入を廃止し、強制加入とし、厚生年金の定額部分、加給年金について、これらを夫と妻それぞれの基礎年金に編成替えし、これらを被用者年金制度の負担で給付することにより、世帯の形態に応じた適正な給付水準とするとともに、女性の年金権を確立した。

【昭和60年改正後】



諸外国における配偶者への年金給付

1. 被用者が本人分の保険料を拠出している場合に、配偶者に対して一定の給付を行う例

(1) 配偶者に対して独自の年金を支給する例（日本と同様）

① アメリカ

- ・被用者本人分のみの保険料に対し、配偶者自身の年金を支給
- ・被用者本人の年金の50%の水準

※被扶養配偶者に限られない措置。配偶者自身が就労経験を持ち年金給付を受給できる場合においても、被用者本人の年金の50%と比べて低い場合には、差額が加算される。

② イギリス

- ・被用者本人分のみの保険料に対し、配偶者自身の基礎年金を支給
- ・水準は被用者本人の基礎年金（67.5ポンド）の60%（40.5ポンド、月額約3万円（1ポンド=約170円で計算））

※被扶養配偶者に限られない措置。配偶者自身が就労経験を持ち年金給付を受給できる場合においては、その給付と配偶者給付が基礎年金の満額水準まで併給可能。

(2) 被扶養配偶者を考慮した給付を被用者本人に支給する例

○ フランス

- ・被用者本人の年金に被扶養配偶者（被扶養配偶者の年収が38,648フラン（約58万円）を超えないことが要件）分として一定の加給
- ・年4,000フラン（月額5,000円程度（1フラン15円で計算））

2. 保険料の拠出の無い者には給付も行われない例

○ ドイツ

- ・被扶養の配偶者に対して給付も加給も行われない

参 考 資 料

	頁
<ul style="list-style-type: none"> • わが国年金制度の改革の方向 —長期的な均衡と安定を求めて— 年金制度基本構想懇談会(昭和54年4月18日) 	1
<ul style="list-style-type: none"> • 21世紀の年金を考える(添付パンフレット) 	7
<ul style="list-style-type: none"> • 「21世紀の年金」に関する有識者調査結果..... 	13
<ul style="list-style-type: none"> • 社会保険審議会資料 	
<ul style="list-style-type: none"> 婦人の年金の累計(57.5.6) 	16
<ul style="list-style-type: none"> 国民年金の女子若年任意加入被保険者数の推移(57.5.6) 	18
<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険における婦人の特例(57.5.6) 	19
<ul style="list-style-type: none"> 諸外国の年金制度の婦人に対する適用について(57.5.6) 	21
<ul style="list-style-type: none"> • 厚生年金保険制度改正に関する意見(昭和58年7月15日) —社会保険審議会厚生年金保険部会— 	23
<ul style="list-style-type: none"> • 改正の要点(昭和60年改正の解説) 	27
<ul style="list-style-type: none"> • 社会保険審議会答申(昭和59年1月24日) 	33
<ul style="list-style-type: none"> • 国民年金審議会答申(昭和59年1月26日) 	37
<ul style="list-style-type: none"> • 改正案に対する論評..... 	38
<ul style="list-style-type: none"> • 昭和60年改正における女性と年金に関する主な答弁..... 	43

わが国年金制度の改革の方向
—長期的な均衡と安定を求めて—

昭和54年4月18日

年金制度基本構想懇談会

3. 個人単位と世帯単位

(i) 年金制度における適用及び受給状況の変化

わが国の年金制度のうち、厚生年金、共済組合などの被用者年金では、世帯単位の構成がとられ、国民年金では個人単位の構成がとられている。

被用者年金では、被用者たる夫が被保険者及び年金受給者となり、夫が死亡すれば、妻には遺族年金が支給されるのに対し、自営業者等を対象とする国民年金では、夫婦がそれぞれ独立して被保険者となり、老後等に自己の拠出等に基づいた年金を受けることとなる。

さらに、最近、被用者の妻の国民年金への任意加入が急激に増加する一方、婦人の職場進出により、被用者の妻が夫と同時に被用者年金へ加入するケースが増えつつある。

このような傾向が今後とも続くとすれば、将来は被用者世帯について、夫婦が被用者年金からそれぞれ給付を受けるか、夫は被用者年金から、妻は国民年金からそれぞれ給付を受けるのが通常の状態となることが考えられる。

このように年金制度への加入や受給の現実には、各制度が本来想定しているものとは異なる方向に進みつつあり、その結果、妻が国民年金に任意加入してい

る被用者世帯は、世帯単位の年金と個人単位の年金が、夫婦共働きの世帯は、それぞれ世帯単位の年金が同一世帯に合わせて支給されることとなる。

さらに、現在の時点では、婦人の就労期間、国民年金の任意加入期間は、一般的に比較的短く、年金額も低い水準にとどまっているが、今後、加入期間の長期化に伴い、被用者の妻が被用者年金又は国民年金から高い水準の年金を受けるケースが増大していくことが考えられる。

(ii) 個人単位と世帯単位

年金給付の保障のレベルは、老後等の実際の生活が世帯中心に行われている以上、世帯を中心に考えなければならないことはいうまでもなく、また、年金の費用負担の水準も、現実には世帯を単位として考えなければならない側面を有している。

したがって、公的年金の給付水準は、受給者の世帯が単身世帯か夫婦世帯か、さらに夫婦の場合もそれぞれ固有の年金を有するか否か等、世帯の構成、類型に応じて、世帯として受ける年金額が適切でバランスのとれたものとなるようにしていかなければならない。

この問題は、被用者の妻を年金制度のなかでどう位置づけ、具体的にどのような方法で年金の保障を及ぼしていくか、さらに、被用者の妻の国民年金への任意加入制度を今後とも継続するかどうか、被用者世帯について、制度をまたがってどのように適切な給付水準の設定をするかという問題である。

被用者の妻がすでに大部分厚生年金又は国民年金に加入しているという現実に着目すれば、将来は家庭婦人を含め、国民の一人一人がいずれかの年金制度に加入し、自分自身の年金を受けるという方向にすすむものと考えられる。それに応じ、現在、世帯単位で給付水準が考えられている被用者年金の仕組みについて、長期的な観点から基本的な見直しが必要となろう。

当面、被用者の妻の国民年金任意加入制度を継続させる場合においても、世帯として適正な水準の年金保障という考え方に立った制度間の併給調整等の措置が必要であり、夫婦共働き世帯についても、世帯単位の水準の年金の重複について見直しが必要である。

四 婦人の年金

1. 被用者の妻の国民年金への任意加入制度

(i) 任意加入制度の問題

被用者の妻の国民年金への任意加入制度は、国民年金発足当時、自営業者などの妻は国民年金へ強制加入し、自分自身の年金を受けることとなるのに対し、被用者の妻は夫が死亡した場合には遺族年金が受けられるが、夫と離婚す

れば年金を受けられないなど、制度の仕組みのうえで必ずしも十分保護されていないことを考慮して設けられたものであり、その背景には当時厚生年金などの水準が十分でないという事情もあった。

しかしながら、任意加入制度のもとでは、加入しなかった妻は高齢で夫と離婚した場合に年金による保障を受けられない場合がある等、被用者の妻に対する年金の保障として不十分な点があることは否めないし、本来は強制保険であるべき社会保険において加入と脱退が自由である仕組みを残しておくことは、制度上の問題もあり、また、その運営にも不安定な要素をもたらすおそれがある。

一方、厚生年金及び国民年金の水準は、当時とは比較にならないほど改善されており、今後、国民年金の加入期間が長期化するに伴い、任意加入した場合と任意加入しなかった場合とで、世帯として受ける年金額に大きな格差を生ずることとなる。

(ii) 任意加入制度の将来の方向

したがって、被用者の妻の国民年金への任意加入制度を存置しておくことは問題と考えられるが、将来の方向としては二つの考え方がある。

一つは、国民年金の任意加入制度を廃止し、被用者の妻は被用者年金のなかで確実で十分な年金の保障を与えようというものであり、遺族年金の水準を改善するとともに、高齢で離婚した妻にも年金を支給する途をひらくというものである。

しかしこの考え方については、これまでの任意加入者の取扱いをどうするか、いまや国民年金の全被保険者の4分の1を超えるに至った被用者の妻が脱退した場合に国民年金の財政にどのような影響を与えるかなどの問題があるほか、すでに対象者たる被用者の妻の8割近くが国民年金に加入している現実を踏まえたとき、この制度の廃止が国民の納得を得られるかどうか疑問がある。

もう一つの考え方は、被用者の妻の職場進出がすすみ、被用者年金への加入が増大している一方、家庭にとどまる被用者の妻の大部分がすでに国民年金に任意加入しているという現実を考慮し、被用者の妻で職業をもたない者は国民年金へ全員強制加入とし、婦人についても被用者年金か国民年金のいずれかの

年金が受けられるようにしようとするものである。

しかし、これについては、自分自身の所得のない者を強制的に国民年金に加入させた場合に、保険料の負担、徴収、免除のあり方などにどのような影響を与えるか、長期的に国民年金の財政を困難にする要素とならないかなどの検討が必要である。また、世帯単位の被用者年金の体系について基本的な見直しをしない限り、被用者世帯について有利な年金の保障が行われることとなるという問題がある。

いずれの方向をとるにしても、国民年金はもちろんのこと、年金制度全体の適用、給付の仕組み、費用負担、財政等に与える影響、それに伴い必要とされる措置等について、十分な検討を行った上で決定すべきであり、いま直ちに任意加入制度を廃止することは困難と考えざるをえない。

(添付パンフレット)

21世紀の 年金を考える

- 年金制度を取り巻く社会経済状況の変化
- 年金制度の現状と課題
- 年金制度改革の基本的な考え方

(3) 婦人の年金保障

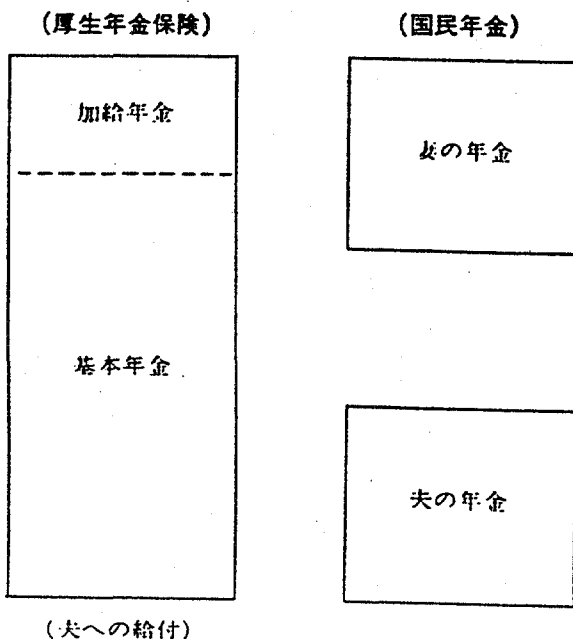
ア. 我が国の年金制度における婦人の年金保障の仕組み

我が国における婦人に対する年金保障をみると、被用者の妻に対しては夫への給付の中でカバーする方式(世帯単位)、自営業者の妻等に対しては自己の年金を保障する方式(個人単位)を基礎としつつ、被用者の無業の妻に対し国民年金の任意加入の形で、妻独自の年金権を確保する途も開かれており、諸外国にあまり例をみない仕組みとなっています。

(ア) 世帯単位と個人単位

我が国の年金制度は、厚生年金保険などの被用者年金においては、被用者たる夫と職を持たず家事に専念する妻とを給付の標準的な単位とし、これを夫への年金でカバーするという、いわゆる世帯単位の給付設計がとられています。

一方、国民年金の場合は、自営業の夫とその妻がそれぞれ独立に被保険者となり、それぞれ独自に年金を受給するという、いわゆる個人単位の給付設計となっています。

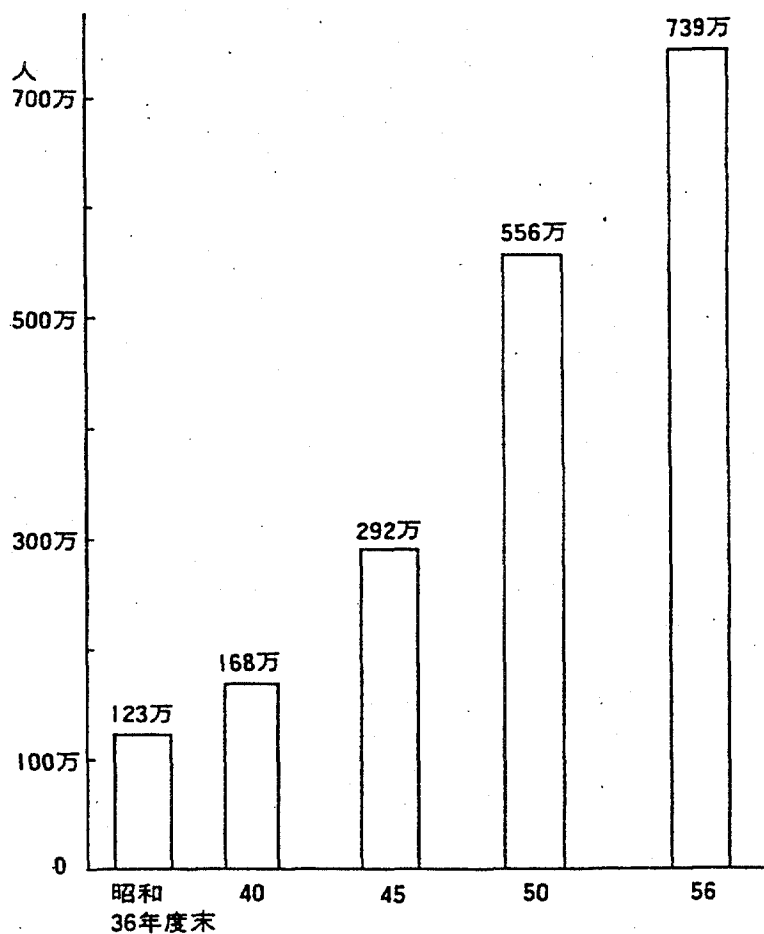


(注) 被用者の妻が独自にいずれの年金にも加入していなかった期間についても、これを通算老齢年金の資格期間として算入するという措置が講じられている。この期間は、年金額の算定に当たっては算入されないため、「カラ期間」と呼ばれている。

(イ) 国民年金任意加入制

被用者の無業の妻については、国民年金に任意加入することにより、妻独自の年金権を取得する途が開かれています。これによって、昭和57年3月末現在、740万人の者が国民年金に任意加入しておりますが、これは被用者の妻の7割程度にあたるものと推定されます。

若齢任意加入被保険者数（女子）の推移



(資料) 事業年報 (社会保険庁)

イ. 婦人の年金保障の諸問題

我が国の年金制度においては、被用者の妻は原則として夫への年金によりカバーされる仕組みとなっていますが、そのうち、無業の者など自ら被用者年金に加入していない者については、その選択により国民年金に加入する途が開かれています。その結果、国民年金に任意加入したか否かによって保障の態様に違いが生じており、次のような課題が生じることとなっています。

(ア) 婦人の年金権の確立

(イ) 世帯としての年金水準の適正化

(ア) 婦人の年金権の確立

被用者の無業の妻で国民年金に任意加入しなかった者については、離婚した場合等、十分な年金保障に欠けるケースがあることが指摘されており、婦人の年金権を確立する方向での見直しが望まれています。

また、厚生年金保険の支給開始年齢、保険料率の男女差についても見直しを進める必要があります。

(イ) 世帯としての給付水準の適正化

① 国民年金任意加入制の普及と世帯の年金水準

国民年金の任意加入制の普及に伴い、1つの世帯に夫の年金で妻の分までカバーしている被用者年金と妻自身の国民年金が双方支給されるという結果が生じており、婦人の年金権取得のための方策が、結果的に世帯としての過剰給付を招いているという議論があります。

② 婦人の職場進出と世帯の年金水準

また、現在の被用者年金の設計は、被用者の妻が家庭にいることを想定して組み立てられています。結婚後も会社勤めをする婦人が増大し、老後に独自の被用者年金を受給することとなれば、1つの世帯にそれぞれの配偶者の分までカバーする年金が2つ支給されることとなり、世帯としての年金水準の適正化という観点から、給付設計・水準についての見直しの必要が生じています。

ウ. 婦人の年金保障

現行の婦人の年金保障についての先に述べた問題を踏まえ、国民年金任意加入制の在り方や現行制度の基本的枠組み、給付設計について見直しを行い、婦人の年金保障、世帯としての年金水準の適正化をどのように図るか考える必要があります。

現行制度の基本的枠組み、給付設計の見直しに際しては、次のような2つの基本的方向が考えられます。その際、今や740万人、被用者の妻の7割程度が国民年金に任意加入しているという現状に留意する必要があります。

(ア) 被用者の無業の妻についても公的年金に強制加入させることにより、固有の年金権を付与するという考え方

すべての婦人について独自の年金が保障され、婦人の年金権が確立できることとなるが、常に稼得収入があるとは限らない被用者の無業の妻を公的年金に強制加入させることに伴い、新たな費用負担を求めることとなること。

(イ) 国民年金任意加入制は廃止し、被用者の無業の妻については、夫の年金に対する加給という形で保障を行うという考え方

夫婦を単位として世帯が構成されているという現実の生活実態に即した給付を行うことができるが、固有の年金権の確立を望む声には必ずしも十分にはこたえられないこと。

「21世紀の年金」に関する有識者調査結果

厚生省年金局

4. 婦人の年金保障（問12関係）

現行の婦人に対する年金保障の仕組みは、自営業者等の妻については自己の年金による保障、サラリーマンの妻については夫の年金による保障という形を基礎としつつ、サラリーマンの無業の妻（専業主婦など、自ら被用者年金に加入していない者）については、国民年金への任意加入の形で独自の年金権を確保する途も設けられている。

このような現行制度の仕組みについては、①特にサラリーマンの無業の妻が国民年金に任意加入しなかった場合、障害となったり、離婚したりしたときに、年金を全く受給できないか、あるいは少額の年金しか受給できないこととなること、②国民年金に任意加入したかどうかによって世帯としての年金水準に差が出てくること、などの問題が指摘されており、「すべての婦人について固有の年金権を確立すべきである。」との意見もみられるところである。

このような、婦人の年金保障の在り方を基本的にどう方向付けすべきかという問題については、「被用者の妻についても固有の年金権を付与し、すべての婦人に独自の年金を保障すべきである。」とする意見が45.8%と最も多く、次いで、「被用者の妻については常に稼得収入があるわけではないから、必ずしも、固有の年金権を付与する必要はないが、希望する者については、固有の年金権を付与する方を今後とも開いておくべきである。」とする意見が39.8%であった。

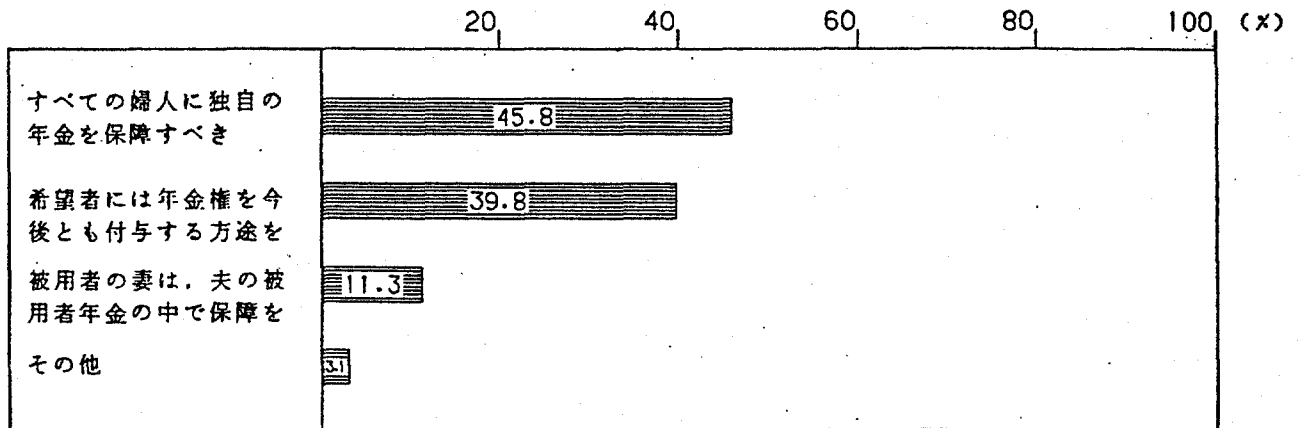
一方、「被用者の妻については、常に稼得収入があるわけではないから、世帯単位の原則に立って、夫の被用者年金の中で保障を行うべきである（国民年金任意加入制度は廃止）。」とする意見は11.3%にとどまった。

なお、「その他」は3.1%であったが、この中には「サラリーマンの無業の妻も、国民年金強制加入とすることにより固有の年金権を保障すべきである。」とする意見や、「基礎的な年金の導入により全ての婦人に固有の年金権を付与すべきである。」とする意見、「世帯単位で構成し、離婚の際には年金権分与を行うべきである。」とする意見などがあった。

また、分野別にみると、特に婦人層においては「すべての婦人に独自の年金を保障すべきである。」とする意見が75.9%と高率を示している。

(問12) 婦人の年金保障の在り方に関し、「すべての婦人について固有の年金権を確立すべきである。」との意見がありますが、あなたはどのようにお考えですか。

第Ⅱ-12図 婦人の年金保障(全体)

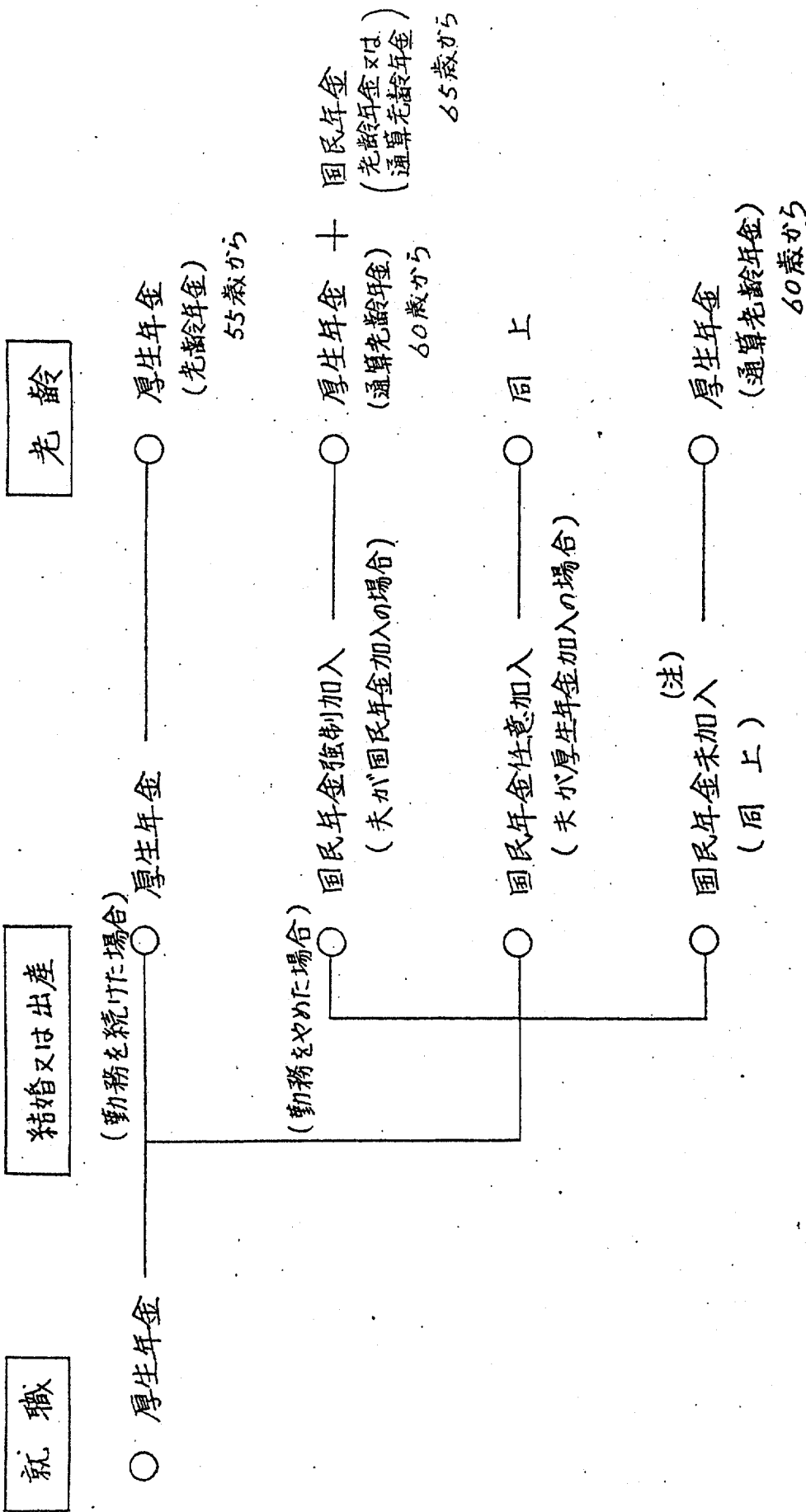


第Ⅱ-11表 婦人の年金保障(分野別)

		(%)				
	総計	すべての婦人に独自の年金を保障すべき	希望者には年金権を今後とも付与する方途を	被用者の妻は夫の被用者年金の中で保障を	その他	
総計	100.0	45.8	39.8	11.3	3.1	
学識者	100.0	50.4	33.8	12.0	3.8	
報道・評論	100.0	44.8	51.7	3.4	—	
経済界	100.0	24.2	62.1	9.1	4.5	
労働関係	100.0	52.5	29.5	11.5	6.6	
農林水産・自営業団体	100.0	40.0	44.4	15.6	—	
婦人	100.0	75.9	18.5	5.6	—	
青年	100.0	34.7	46.9	14.3	4.1	
年金実務	100.0	38.1	39.3	20.2	2.4	
行政機関	100.0	48.8	38.4	8.1	4.7	

社保審一年	5-5
57.5.6	

婦人の年金の種類



(注) 国民年金以外の公的年金制度(被用者年金)加入者の配偶者は、国民年金に加入しなかった期間についても通算対象期間とされる。(いわゆる「カラ期間」)
 ただし、年金額の計算の基礎となる期間にはならない。

夫の就業形態 或 専業主婦	保険事故		老齢年金 (夫)		老齢年金 (妻)		障害年金 (注1)	夫の死亡 (遺族年金・母子年金)	(参考) 離婚 婚
	被用者	任意加入 未加入	厚生年金 国民年金	厚生年金 国民年金	厚生年金 国民年金	厚生年金 国民年金			
被用者	被用者	任意加入	厚生年金 国民年金	厚生年金 国民年金	厚生年金 国民年金	厚生年金 国民年金	厚生年金 遺族	厚生年金 遺族 母子 3/5支給	厚生年金
	被用者	未加入	厚生年金 妻の加給年金あり	国民年金	国民年金	国民年金	厚生年金 遺族	厚生年金 遺族	×
自営業等	被用者	任意加入	厚生年金 国民年金	厚生年金 国民年金	厚生年金 国民年金	厚生年金 国民年金	厚生年金 遺族	厚生年金 遺族 母子	厚生年金
	自営業等	未加入	国民年金	国民年金	国民年金	国民年金	国民年金 母子	国民年金 母子	国民年金

(注1) 妻が高齢になれば、本人の老齢年金受給権もあわせて発生し、併給調整の対象となる。

(注2) 国民年金の母子年金は、18歳未満又は障害の子がある場合に限る。

社保審一年	5-6
57.5.6	

国民年金の女子若年任意加入被保険者数の推移

年次	女子若年任意加入 被保険者数 万人	指数
昭和 36 年度末	123	100
37	133	108
38	142	115
39	153	124
40	168	137
41	191	155
42	216	176
43	241	196
44	266	216
45	292	237
46	322	262
47	379	308
48	418	340
49	471	383
50	556	452
51	619	503
52	681	554
53	728	592
54	748	608
55	751	611
56年9月末	750	610

(注) 女子若年任意加入被保険者は、昭和36年4月1日現在
50歳未満の任意加入被保険者であって学生等を含む。

社保審一年	5-7
57.5.6	

厚生年金保険における婦人の特例

1. 老齢年金の支給開始年齢

男子 60歳 女子 55歳

(昭和29年前は男女とも55歳)

○中高年齢者の受給資格期間の特例

男子 40歳以後15年 女子 35歳以後15年

(参考)

共済年金 男女とも55歳 (段階的に60歳に引き上げる)

国民年金 男女とも65歳

2. 遺族年金

○支給要件

夫 60歳以上 妻 年齢要件なし

(昭和29年以降 妻は40歳以上又は18歳未満の子を有する者に)
限定されていたが、昭和40年にこれらの制限を撤廃。

(参考)

共済年金 夫 60歳以上 妻 年齢要件なし

国民年金(434金) 国民年金に加入している婦人が夫の死亡当時子を有している場合

○年金額

夫 死亡者の基本年金額の $\frac{1}{2}$

妻 死亡者の基本年金額の $\frac{1}{2}$ + 加給年金額^(注1) + 寡婦加算額^(注2)

(注1) 加給年金額は 18歳未満又は障害の子を有する寡婦に支給

(昭和29年創設)

第1子及び第2子 各月額 5,000円

第3子以降 各月額 2,000円

(注2) 寡婦加算額は 加給年金額の対象となる子を有する寡婦又は 60歳

以上の寡婦に支給 (昭和51年創設)

子1人を有する寡婦 月額 10,000円

子2人以上を有する寡婦 月額 17,500円

60歳以上の寡婦 月額 10,000円

(参考)

共済年金 死亡者の退職年金の $\frac{1}{2}$ + 扶養加給額 + 寡婦加算額

3. 保険料率

男子 10.6% (本人負担5.3%) 女子 9.0% (本人負担4.5%)

(女子の保険料率については 昭和59年まで毎年0.1%ずつ引き上げる)

(参考)

共済年金・国民年金には保険料の男女差なし

社保第一号 5-8
57.5.6

諸外国の年金制度の婦人に対する適用について
(1) 妻に対する適用

国名	制度名	適用対象者	無業の妻に対する適用	有業の妻に対する適用
西ドイツ	労働者年金 職員年金	被用者 (自営業者は任意加入)	任意加入	強制適用 (自営業者は任意加入)
フランス	一般制度	被用者 [自営業者は別制度が適用される]	一定の条件を満たす有子の妻は強制適用 (注) 他の有子の妻は任意加入 子のない妻は適用なし	強制適用 [自営業者は別制度の強制適用]
スウェーデン	国民保険 (基礎年金)	被用者	全 居 住 者	
	国民保険 (付加年金)	被用者 (自営業者は任意加入)	適用なし	強制適用 (自営業者は任意加入)
	国民保険 (基礎年金)	被用者及び自営業者	任意加入	強制適用
	国民保険 (付加年金)	被用者及び自営業者	適用なし	強制適用
アメリカ	OASDI (老齢遺族障害保険)	被用者及び自営業者	適用なし	強制適用
日本	厚生年金保険	被用者 [自営業者は国民年金が適用される]	被用者の無業の妻は国民年金に任意加入 自営業者の無業の妻は国民年金の強制適用	被用者である妻は強制適用 自営業者である妻は夫が被用者である場合は国民年金に任意加入 それ以外の場合は国民年金の強制適用

(注) 次のいずれかの条件を満たす者は一般制度の老齢保険が強制適用され、保険料は、家族手当金庫が負担する。(1) 3才未満の子を有するか、4人以上の子を有すること。
(2) 世帯の所得が一定額未満であること。(1981年現在、子1人の場合は約170万円)

(2) 離婚した婦人に対する取扱

国名	制度名	離婚した婦人に対する取扱
西ドイツ	労働者年金 職員年金	民法の規定により離婚の際に夫の年金箱が 財産分与の対象となる。
フランス	一般制度	特別な取扱いはない。 (注) 最低3ヶ月で自己の年金権を取得できる。
スウェーデン	国民保険 (基礎年金)	離婚によるか否かを問わず、単身者に対する年金が 支給される。
	国民保険 (附加年金)	特別な取扱いはない。
イギリス	国民保険 (基礎年金)	離婚の有無にかかわらず、夫の拠出に基づき被扶養者給付 (夫の老齢年金の約60%)が支給される。
	国民保険 (附加年金)	特別な取扱いはない。
アメリカ	OASDI (老齢年金保障)	婚姻期間10年以上の場合には、前夫の拠出に 基づき被扶養者給付(夫の老齢年金の50%)が支給される。 (婚姻中は10年の制限なし)
日本	厚生年金有除	特別な取扱いはない。

厚生年金保険制度改正に関する意見（昭和58年7月15日）

— 社会保険審議会厚生年金保険部会 —

当部会は、今回の制度改正が将来の我が国の公的年金制度のあり方を方向づけるうえで極めて重要な位置付けを有するとの認識の下に、昭和56年11月以降30回にわたり精力的に審議を重ねてきたが、政府においては、これまでの審議の経過をも十分に参酌しつつ、早急に改正案の立案に着手されたい。

1. 改正に当たっての基本的な考え方について

我が国の社会経済は、人口構造の高齢化の進行、産業構造・就業構造の変化により、大きく変動しつつある。このような構造変動に対応して、雇用、社会保障、住宅、税制その他各般にわたる社会経済全体の新たなフレーム作りが緊要の課題となっているが、公的年金制度についても、これをゆるぎなく維持、発展させていくため、諸情勢の変化を的確にふまえつつ、長期的な展望に立った新たな対応が必要であろう。

これまでの厚生年金保険制度の改正の経過を振り返ると、当面発生する年金の給付水準の改善に力点が置かれてきた。その結果、現に支給されている年金は、老後生活においてかなりの役割を果たす程度のものに達している。一方において、年金受給者の急激な増加、受給者の加入年数の伸長による給付費の増大が見込まれており、将来の高負担を憂慮する意見があることも否定できない。このため、今後は、高齢化のピークを迎える21世紀においても制度を健全、かつ、安定的に運営していくための基盤を確保することにこそ、最大の力点が置かれるべきものと考えらる。

また、従来の改正においては、公的年金制度全体の整合性を図るという観点が必要でも十分でなかったが、国民の理解と協力を得つつ、長期的に安定した制度運営を確保していくためには、今後は、個々の制度の枠組にとらわれない広い視野からの見直しが必要となってくる。

このような認識に立った場合、第1の課題は、公的年金制度全体の整合性を

いかにして確保していくかという問題である。我が国の公的年金制度は、その沿革、対象者の職域の違い等から大きく3種8制度に区分され運営されている。こういった分立体制の下で、産業構造・就業構造の変化等により、制度ごとに被保険者数と受給者数の比率が大きく異なり、財政的に不安定になる例が生じている。また、こうした分立が、いわゆる官民格差問題に象徴されるような制度間の不均衡を生じる原因ともなっている。各方面からの公的年金制度の一元化の提言もこうした問題を解決する立場からなされているものと理解される。当部会としても、そうした方向に進むべきものと考えているが、少なくとも、各制度に共通する考えに立った公的年金制度の再編成が必要である。

もとより制度間の不均衡については、各制度がそれぞれ複雑な歴史的経緯を有すること、制度の性格、機能が必ずしも同一でないといった事情はあるが、例えば、現実の支給開始年齢に差があること、同一人が複数の年金を受給する場合があること、再就職したとき年金が全額支給される場合があることなど、これまで各制度間の調整が十分に行われていなかったことは事実である。公的年金制度に対する国民の期待、信頼に応えるためにも、政府は、不合理な差異の速やかな解消に取り組むべきことを、この際、特に指摘しておきたい。

この再編成の際の基本となるべき点を挙げれば次のとおりである。

- (1) これまでの公的年金制度の長い歴史に鑑み、加入者が給付と負担の両面に係りあいを持つ社会保険方式を維持すること。
- (2) 各制度に共通する給付を導入するといった考えの下に、全体として整合性のとれた制度とすること。
- (3) 公的年金制度は、国民の老後の生活設計に組み込まれており、既に国民の間に定着しているので、現行各制度からの円滑な移行に十分配慮すること。

第2の課題は、年金の給付を夫婦単位で考えるか個人単位で考えるかという問題である。厚生年金保険をはじめとする被用者年金においては、年金の給付水準は世帯単位で構成されているが、夫婦世帯と単身世帯との水準分化は不十分である。これに対し、国民年金においては、夫婦世帯においても、

夫・妻それぞれが被保険者、受給権者となるという構成である。さらに被用者の妻は国民年金に任意加入できるという複雑な仕組みになっている。こうした制度上の複雑さに加え、近年における婦人のライフサイクルの顕著な変化を反映して、夫婦の就業形態、年金加入の態様により、世帯における給付水準は極めて多様になっている。このため、厚生年金保険の給付水準を検討する場合においても、婦人の年金をどのように考えるかが重要な要素とならざるを得ない。

厚生年金保険の給付水準としては、夫婦世帯と単身世帯のバランスを合理化するものとし、一方、被用者の妻の大半が既に国民年金に任意加入していること、任意加入していない妻が障害者になった場合や離婚した場合の年金保障が十分でないことを考慮して、すべての婦人に独自の年金権を確立するという方向で検討すべきであろう。

第3の課題は、年金の給付水準の問題である。昭和55年改正時点の厚生年金保険の年金水準は、標準的な新規裁定男子（30年加入）について直近の男子平均標準報酬の68%（夫婦世帯）であった。年金額が加入期間にほぼ比例する現在の給付設計の下では、40年加入者については現役の標準報酬の83%という高率の給付になる。将来においては40年程度の加入年数を有する者が一般的になってくるところから、こうした給付設計のまま推移するならば、受給者と現役被保険者との生活水準のバランスを著しく損なうことになるうえ、制度を支える後世代の保険料負担は、現在の3倍を超える高率になるものと見込まれる。このような高い保険料負担については、負担者の合意を得ることが困難であると考えられ、年金制度の長期的な安定は期し難いこととなる。

したがって、給付水準については、将来に向かっての見直しが必要である。その場合には、受給者と現役被保険者とのバランスに配慮するほか、公的年金の役割、過重な保険料負担の回避などにも留意する必要がある。具体的な給付水準の設定に当たっては、これまで培われてきた年金制度に対する国民

の信頼を損なうことのないよう、老後生活を支える支柱としての機能を果たし得るような水準は、今後とも確保すべきである。なお、現に支給されている年金について、その水準を維持すべきことは言うまでもない。

基本的な考え方は以上であるが、公的年金制度は長期にわたる拠出と給付を内容とするものであり、改革の効果が全面的に現れるまでには、相当の年月を要するものであることから、関係者の合意形成に努め、速やかに改正を実施すべきである。

なお、総評を代表する委員は、この意見における各制度に共通する給付の財源については全額税方式によるべきであり、また、公的年金制度全体を検討する場を新たに設け慎重に対処すべきであるとの意見であった。

2. 具体的な改正事項について

- 厚生年金保険の給付水準については、夫婦世帯と単身世帯との水準分化にも留意しつつ適正化を図るべきである。その場合、将来のあるべき給付水準をどの程度とするかについては、婦人の年金のあり方とも関連するが、新規裁定老齢年金の男子受給者（20年以上加入期間を有する者）の平均額を直近の男子の平均標準報酬の60%程度とすることを基準に考えるべきである。

また、妻の加給年金については、婦人の年金保障との関連において再検討すべきである。

- 報酬比例部分については、平均標準報酬月額算定の当たって、前回改正以後の賃金の動向等の経済情勢の変動を勘案して過去の標準報酬を再評価すべきである。
- 給付が重複する場合の調整については、受給者の生活実態に対応して適切な給付がなされるよう、制度内、制度間を問わず適正な方途を講ずべきである。
- 老齢年金の支給開始年齢の問題は、今後の高齢化社会を展望するとき、避けて通れない問題であるが、定年の動向、高齢者の雇用実態等に着目す

(以下 略)

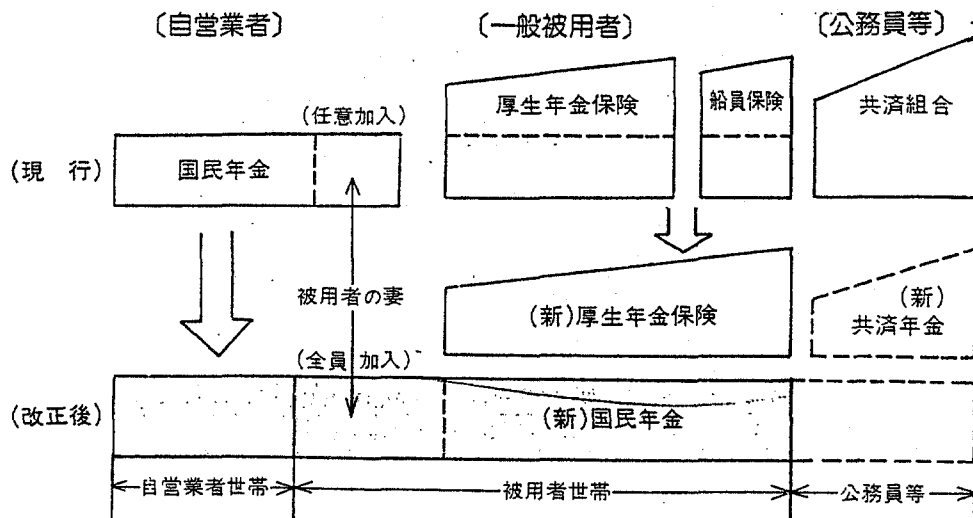
改正の要点

▶ 制度体系の再編成 — 基礎年金を導入

今回の改正の第1の柱は、国民年金を共通の基礎年金を支給する制度に発展させ、制度間格差、制度基盤の不安定など、これまで制度の分立に伴って生じていた問題を解決し、長期的に安定した制度へと再編成していくことにあります。

■ 基礎年金の導入による制度の再編成

今回の改正では、現行の国民年金を共通の基礎年金を支給する制度に発展させるとともに、厚生年金保険は、原則として、報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」の制度として位置付け、全体として、いわゆる二階建ての年金制度に再編成することとしています。



■ 民間サラリーマンとその奥さんも国民年金に加入

現行制度では、自営業者、農民等は国民年金に加入、民間サラリーマンは厚生年金保険に加入という、「タテ割り」の制度体系となっており、さらに、サラリーマンの奥さんについては国民年金に任意加入できるという仕組みになっています。

今回の改正では、国民年金の適用を民間サラリーマンにも拡大するとともに、従来任意加入であったサラリーマンの奥さんも全員当然加入とすることとしています。

このように国民年金の適用を被用者グループにも拡大し、各制度共通の基礎年金に発展させようというのが、今回の改正の一つの柱です。

なお、現在国会に提出されている共済年金の改正法案においては、共済年金の対象となっている公務員等およびその配偶者にもサラリーマン世帯と同様、国民年金の適用を拡大し、基礎年金を支給する仕組みに改めることとしています。

■基礎年金は社会保険方式による給付

現行の公的年金各制度は、原則として、一定期間制度に加入し、その間保険料を拠出することを年金支給の要件としており、拠出の状況を反映した給付を行い、その費用を基本的には社会保険料で賄う方式（いわゆる社会保険方式）となっています。

これに対し、拠出要件を問わず、例えば65歳に達した人には、誰にでも、一律定額の年金を支給し、その費用は租税負担で賄う方式（いわゆる税方式）を新たに導入すべきだとの意見もあります。

今回の改正による「基礎年金」においては、現行制度からの円滑な移行や、実現可能性に配慮し、これまでの我が国の公的年金制度の基本方式である社会保険方式を維持することとしています。

■国民年金は基礎年金を支給

国民年金は、我が国の公的年金制度の土台として、いわば二階建て年金の一階部分を担うということになります。

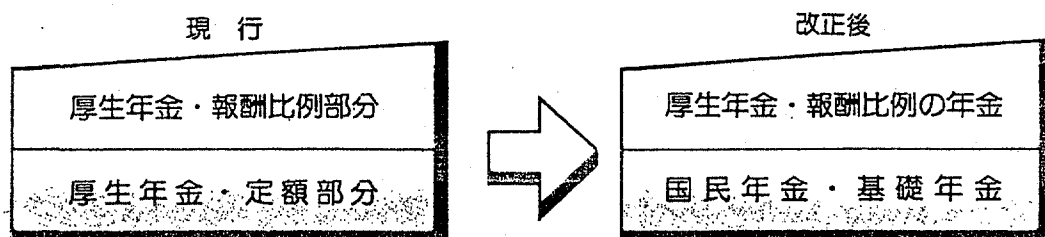
基礎年金は、老齢基礎年金、障害基礎年金および遺族基礎年金の3種とし、加入者一人一人に対し、めいめい自分の年金として支給することとしており、これにより、民間サラリーマンやその奥さんにも基礎年金が支給されることとなります。1人1年金の原則が確立されるわけです。

■厚生年金は報酬比例の年金を支給

厚生年金保険の給付は、現在、基本年金額と加給年金額により構成されていますが、基本年金額はさらに定額部分と報酬比例部分に分けられます。

定額部分と加給年金額は、基本的には基礎年金に吸収されますので、今回の改正では厚生年金保険は現行の報酬比例部分に相当する年金をうけもち、老齢・障害・遺族の各基礎年金の受給資格を満たした場合に支給することとしています。いわば二階建て年金の二階部分を厚生年金保険が担うこととなります。なお、船員保険の職務外年金部分は、厚生年金保険に完全に統合することとしています。

また、共済年金については、共済年金の改正案により、厚生年金保険と同様、二階建ての体系に改められることとしています。



☐「基礎年金」がめざすもの

今回の改正の一つの柱をなす「基礎年金」の導入は、現行制度の分立により生じているいくつかの問題を解決し、長期的に安定した制度体系を確立することをねらいとするものです。

公的年金制度の一元化の一環としてとらえられるものですが、「基礎年金」の特色は、現行の制度それぞれの独自性は生かしたままで、各制度に共通する部分を基礎年金という形でとりだした形をとっていることです。

☐制度間格差を是正する

これまで、分立する制度ごとに給付と負担の設計が行われていたため、結果的に制度間に様々な差異が生じていました。今回の改正による基礎年金は、各制度に共通の横断的な仕組みですから、すべての加入者にとって、年金を受給するための要件が等しくなり、また、同一要件の下での年金額は等しくなります。また、民間のサラリーマンも自営業者も一緒になって、年金受給者を支えることになるわけですから、いずれの職種の人であっても、給付と負担のバランス（かつぐおみこしの重さ）が同じということになります。

☐就業構造の変化による影響を断ち切る

それぞれの職域を基盤としたタテ割りの制度体系は、就業構造、産業構造の変化の影響をまともうけて、制度のよって立つ基盤が不安定になりがちです。これに対して基礎年金は、横断的な、自営業者もサラリーマンも一緒になって制度を支えていく仕組みですから、農業社会からサラリーマン社会へという日本の社会全体の大きな就業構造の変化、あるいは個々の産業ごとの栄枯盛衰の影響をシャ断し、制度の安定的運営を確保することができます。

☐重複給付・過剰給付を整理する

これまで各制度ごとに給付の設計が行われていたため、複数の制度にまたがって、1人でいくつかの年金を受給するという事例が生じていました。今回改正では、基礎年金という仕組みを通じて、これまでの制度間をまたがった重複・過剰給付が「1人に1つの基礎年金」という形で調整・整理できる基盤が確立されることとなります。

このほか、自営業、サラリーマンという職種を問わず一つの制度に加入することとなり、また、厚生年金保険の給付は、原則として基礎年金に連動して支給されることとなるため、基本的には現行の期間通算制度が必要なくなるなど、仕組みの簡素化が図られることも一つの特色です。

☐婦人の年金権を確立する

サラリーマンの奥さんについても、国民年金がすべて適用されることとなりますので、今後は、サラリーマンの夫婦の世帯では夫、妻それぞれに基礎年金が支給されることとなります。これは、従来の厚生年金保険の定額部分と配偶者加給年金（いずれも夫名義で支給）が、妻に対しても国民年金が当然に適用されるということを通して夫婦それぞれの基礎年金として支給され、給付がいわ

ば個人単位化することを意味しています。

このような措置により、従来からの課題であった、被用者世帯への年金給付における夫婦世帯と単身世帯の水準の適切な分化が図られます。また、サラリーマンの奥さんの年金権も確立されることとなります。（詳しくは13、14頁参照）

■障害年金を改善する

現行制度においては、幼くして障害となった方々に対しては、国民年金の障害福祉年金が支給されることとなっていますが、同じく障害となったにもかかわらず、その障害の発生が制度への加入の前であるか後であるかによって、年金額に大きなひらきがあるのは、制度上の限界があるとはいえ、不適當ではないかとの指摘がなされてきました。

改正法における基礎年金は、職域による垣根をこえて国民すべてが一つの制度を支えるという基本理念にもとづくものですが、このような考え方を生かし、幼い時からの障害者の方々にも障害基礎年金を支給し、その生活を皆で支え合っていくこととしています。

➤ 婦人の年金権の確立

今回の改正の第3の柱は、基礎年金の導入によりすべての婦人に独自の年金権を保障するとともに、世帯として適正な水準を確保することにあります。

■ 現行制度の仕組みと問題点

■ 現行制度の仕組み——世帯単位と個人単位の混在

我が国の年金制度は、厚生年金保険などの被用者年金においては、被用者たる夫と職を持たず家事に専念する妻とを給付の標準的な単位とし、これを夫への年金でカバーするという、いわゆる世帯単位の給付設計がとられています。

一方、国民年金の場合は、自営業の夫とその妻がそれぞれ独立に被保険者となり、それぞれ独自に年金を受給するという、いわゆる個人単位の給付設計となっています。

更に、被用者の無業の妻については、国民年金に任意加入することにより、妻独自の年金権を取得する途が開かれています。これによって、昭和59年3月末現在、721万人が国民年金に任意加入していますが、これは被用者の妻の7割程度にあたるものと推定されます。

■ 婦人の年金保障をめぐる諸問題

以上のような現行制度の仕組みの下においては、国民年金に任意加入したか否か等により婦人の年金保障の態様、世帯としての給付水準に違いが生じており、次のような問題が指摘されています。

① 婦人の年金権

被用者の妻（専業主婦）で国民年金に任意加入しなかった人については、障害となったり、離婚したりした場合、年金保障に欠けるケースがあります。

② 世帯としての給付水準

○ 国民年金任意加入制の普及と世帯の年金水準

国民年金任意加入制の普及に伴い、一つの世帯において、夫の年金で妻の分までカバーしている被用者年金と、妻自身の国民年金が双方支給されることになり、結果的に世帯としての過剰給付を招くこととなっています。

○ 婦人の職場進出と世帯の年金水準

結婚後も会社勤めをする婦人が増大しつつありますが、こうした婦人が老後に独自の被用者年金を受給することになれば、一つの世帯にそれぞれの配偶者の分までカバーする年金が二つ支給されることになり、構造的な過剰給付要因となることが予測されます。

○ 単身世帯と夫婦世帯の水準

現行厚生年金保険においては、夫婦世帯については、夫の年金に月額15,000円の妻の加給年金額が加算されることになっていますが、これが標準的な年金額に占める割合は1割程度。つまり、夫婦世帯と単身世帯との年金額には、1割程度の違いしかないわけで、結果的に単身世

帯の年金水準が過剰であるといえます。

③「任意」加入

公的年金制度としての国民年金制度の被保険者のうちの約4分の1にあたる人達が任意加入したり脱退したりできる仕組みそのものが、制度の安定的運営を損なうのではないかとの議論があります。

2 基礎年金による固有の年金権の確立

■ 婦人の年金権確立

今回の改正においては、国民年金の適用を民間サラリーマンやその奥さんにも拡大することとされており、これにより、サラリーマンの奥さんを含め、加入者一人一人に自分の名義の基礎年金が支給されることとなります。

サラリーマンの奥さんが障害となったときには、自分の障害基礎年金が支給されますし、また万が一離婚ということになっても、老後には、自分の老齢基礎年金が支給されることとなります。

なお、改正後は、サラリーマン世帯に係る基礎年金の給付に要する費用は、厚生年金保険が、制度としてまとめて負担することとしていますから、サラリーマンの奥さん（専業主婦）については、個別の保険料負担を要しないこととされています。

■ 世帯としての水準の適正化

今回の改正による基礎年金は、これまでの厚生年金保険との関係でいえば、従来の定額部分と加給年金額を、夫・妻それぞれの基礎年金に分化、発展させたものといえます。

したがって、

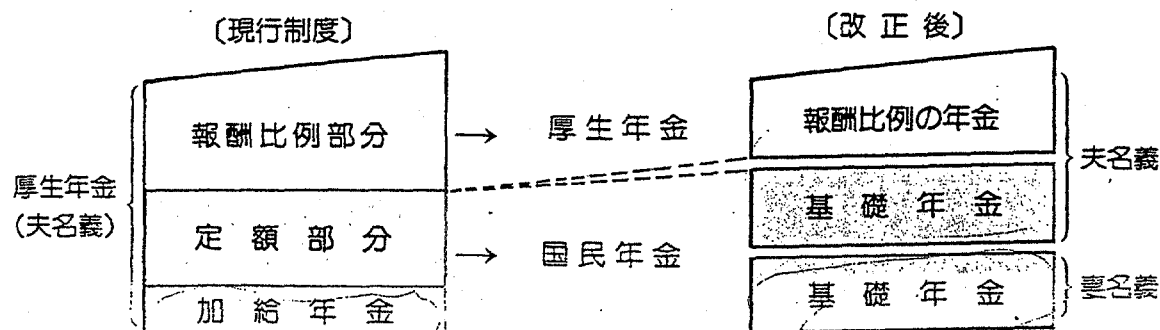
単身世帯——基礎年金＋報酬比例年金

夫婦世帯——(夫)基礎年金＋報酬比例年金

(妻)基礎年金

という形で、世帯の水準分化が図られることとなります。

また、共稼ぎ世帯についても、夫、妻、それぞれ、自分の基礎年金＋報酬比例年金という形で水準の整理が図られることとなります。



社会保険審議会答申

(写)

昭和59年1月24日

厚生大臣 渡 部 恒 三 殿

社会保険審議会
会長 金 澤 良 雄 印

答 申 書

昭和58年11月28日厚生省発年字第24号をもって諮問のあった国民年金法の改正による基礎年金の導入等に伴う、厚生年金保険法及び船員保険法の一部改正については、別紙のとおり答申する。なお、船員保険の職務上年金に関する部分については、別途答申する。

(別紙)

今回の諮問案は、全国民に共通する基礎年金を導入することにより、公的年金制度の一元化を進め、制度間の不均衡を是正し制度全体の整合性を確保するための基盤を整備するとともに、被用者世帯における夫婦世帯と単身世帯の給付水準の分化、婦人の年金権の確立及び給付と負担の適正化を図ることを主たる内容としている。これらは昨年7月当審議会厚生年金保険部会が提出した意見に沿ったものである。また、障害者の年金保障についても、画期的な改善がなされている。

高齢化のピークを迎える21世紀においても年金制度を健全、かつ、安定的に運営していくためには、社会経済全般の情勢変化を的確に踏まえつつ、長期的展望に立った対応が必要である。上記改正内容は、いずれもそのために欠くことのできない措置であり、諮問案については、基本的に了承するので、その早期実現

に努められたい。

次の各事項については、なお検討を要する点もあるので、以下、順を追って意見を述べる。

◎ 制度体系

- 基本年金は、全国民を対象にしてこそ、その真価を発揮できるものである。共済年金制度についても、仕組みの違い等から検討を要する点は多々あるにしても、今回改正の趣旨に沿った関係整理を行うよう、昭和61年4月を目途に、政府は、格段の努力をすべきである。
- なお、基礎年金の財源としては、全額税方式によるべきであるとする意見（総評を代表する委員）があった。

◎ 給付と負担

- 給付と負担については、年金制度の安定と世代間の公平を確保するため、今後とも、必要に応じ、見直しを行うべきである。
- 子なしの寡婦に対する遺族年金、3級の障害年金及び妻が基礎年金を受給するまでの間の世帯の年金については、急激な給付水準の変更にならないようにすべきであるとの意見（被保険者側）と、給付を必要度に応じて重点化し、また、給付水準については長期の経過措置が講じられていることから、この給付設計は妥当と認められるとの意見（事業主側・公益側）があった。
- 夫婦世帯の年金水準は妥当であるが、単身世帯の水準が低すぎるのではないかとの意見（被保険者側）があったが、夫婦世帯と単身世帯の水準分化を図ることについては、昨年7月の意見書において強く要請したところであり、諮問案の給付設計は、この要請を満たしつつ、適正な被用者世帯の年金水準を確保していくためには適切なものであるとの意見（事業主側・公益側）があった。
- 各種特例の見直しについては、さまざまな経過措置が講じられているが、法制化にあたっては、急激な変化を避けるよう、きめ細かな配慮をすべきである（被保険者側）。

- スライドの実施時期を4月に改めることについては評価するが、スライドの指標については、さらに検討すべきである。
- 女子の毎年の保険料率の引き上げ幅については、負担の急激な増大を避けるため、配慮を加えるべきであるとの意見（被保険者側）と、諮問案に即して、できるだけ速やかに保険料率の男女差の解消を図るべきであるとの意見（事業主側・公益側）があった。
- 国庫負担の基礎年金への集中は妥当な措置と考えるが、これによって国庫負担が減少することのないよう、配慮すべきである（被保険者側）。
- 国民年金についても所得比例制導入の可能性について、政府は、今後の課題として検討すべきである。

◎ その他

- 障害年金の事後重症制度の改善については、関係者の期待が大きく、緊急度も高いので、一刻も早く実施すべきである。
- 基礎年金の導入に伴い、いわゆる5人未満事業所等の被用者を厚生年金保険に適用する必要性は一層高まるので、その前進を図るための具体的な方策を今回改正において講ずるとともに、その実施に必要な事務処理体制の整備を図るべきである。
- また、パートタイマーについても、引き続き就労の実態に即した適用の確保を図るべきである（被保険者側）。
- 新制度への移行にあたり、できるだけ無年金者が生ずることのないよう、配慮すべきである（被保険者側）。
- 年金積立金は、労使の保険料の集積であり、その運用収入は年金の支払いに充てられる重要な財源であることにかんがみ、その管理運用については、昨年7月の意見書の趣旨に沿い、改善に努めるべきである。
- 年金審議会の設置にあたっては、関連審議会との関係にも配慮しながら、その構成、所掌事務を定めることとされたい。
- 今回の改正は、かつてない大幅なものであるので、国民の十分な理解と協

力を得られるよう、広報、啓蒙に特段の努力を払われたい。

諮問案に対する当審議会の意見は上記のとおりであるが、この際、諮問案に関連して特に当審議会の意見を述べておきたい。

- 人口の高齢化、産業構造・就業構造の変化による社会経済の構造変動に対応して、雇用、社会保障、住宅、税制その他各般にわたる社会経済全体の新たなフレーム作りに、政府は、なお一層努力するよう要望する。
- 年金制度の長期的な維持、安定の上で最大の阻害要因はインフレーションであり、政府は、この点に配慮した経済運営に、一層努力すべきである。
- 老後の生活設計における個々人の多様なニーズに応えていくためには、公的年金を基礎としつつも、これに自助努力を適切に組み合わせていくことが望ましく、このために必要な配慮に欠けることがないよう付言しておきたい。

国民年金審議会答申

(写)

国年審発第 2 号

昭和59年1月26日

厚生大臣 渡部恒三 殿

国民年金審議会

会長 山田雄三 閣

国民年金制度の改正について

昭和58年11月28日厚生省発年字第23号をもって諮問のあった標記については、21世紀の本格的な高齢化社会における安定した年金制度の基盤を確立するため、国民年金制度の適用を拡大し、全国民共通の基礎年金を支給する制度に発展させるものであり、当審議会が、昭和54年9月に提言した国民年金制度の改正に関する意見の趣旨にも適合するものとして、了承する。

また、従来からの懸案であった、被用者の妻の年金保障、20歳前に初診日のある障害者の年金問題及び在外邦人の適用問題が解決される点は、高く評価する。

今回の改正は、国民年金制度創設以来の制度体系全般にわたる大幅なものであるため、現行制度からの円滑な移行に相当長期間を要すること、また、その施行にあたっては、国民への周知、徹底に万全を期する必要があることから、一刻も早い本改正の実現を期すべきである。

なお、さらに検討すべき課題もあるので、以下のとおり意見を述べる。

自営業者等に対する基礎年金の上のせとしての所得保障については、付加年金のあり方も含め、今後の課題として検討すべきである。

学生の適用のあり方については、引き続き検討すべきである。

今回の諮問に対する意見は上記のとおりであるが、基礎年金導入の趣旨、目的に照らし、共済年金の速やかな参加を期待する。

現実的な路線打ち出した年金改革案

社説

厚生省が厚生年金、国民年金、船員保険の一元化をめざした年金制度の改革案を社会保険審議会と国民年金審議会に諮問した。その骨子は国民年金をすべて

で、余り微少な引き下げは限ましくなく、将来、再び給付水準の見直しや支給開始年齢の六十五歳への引き上げが必要となることを予想されるが、現状では改革案の給付水準や見直しのスピードは現実的と評している。

基礎年金を導入すれば、雇人の年金も確保できる。サラリーマンの妻は夫が給料から天引きされる社会保険料で年金を保障されることになる。

の国民を対象とする個人単位の基礎年金に改め、サラリーマンの妻を擁制加入させるの厚生年金は基礎年金に上乗せする所得比例の年金とする。現在、三十歳加入で現役サラリーマンの平均賃金(標準報酬)の六八・八パーセントの厚生年金の給付水準を二十年かけて四十歳加入で六九・九パーセントに引き下げ、というものである。

国民格差が残る懸念は依然として強式が望ましい。

わが国の年金制度は昭和三十六年に国民年金体制がスタートして以来、給付改組を重ね、国民の老後生活の支えとして定着しているが、半面、大きな問題を抱えている。第一は、経済的な成長移行と人口の高齢化の進行で、年金受給者が丁度達する二十世紀初期には年金財政が危機に陥る恐れがあること。第二は、年金制度が三種類に分かれており、国民格差が顕著されるように制度間の不均衡があ

る。第三は、サラリーマンの年金が世帯単位で構成されているため、仕事を持たない妻に独自の年金権がなく、国民年金に任意加入していなければ、離婚した場合、年金がゼロになることである。

問題は、改革案の「四十歳加入で六九・九」という水準が妥当かどうかである。引き下げの影響を大きく受ける若い世代には厳し過ぎると懸念も知られる。この水準を一旦引き下げて、将来の保険料率は二八・九パーセント(現行の二・七倍)になり、現在の西独の水準(約二四・九)を大きく上回る。政策的には、改革案の給付水準の見直しは、また付

社説



21世紀に耐えうる年金制度を

厚生省は、公的年金制度の一元化へのステップとして、厚生年金、国民年金、船員保険年金の抜本的改革案を、社会保障審議会と国民年金審議会に諮問した。

国家公務員と国鉄、電報、電燈公社の共済年金統合法案が、さきの臨時国会で成立しており、年金一元化問題は、大まかに動き出した感がある。政府及び関係者は、この一歩を踏み切らねば、国民年金と二重等々、しかも本格的な高齢化時代に耐えうる公的年金制度の確立を怠ることになる。

厚生省改革案で最も特徴をなすのは、現行の国民年金を全国民に共通の「基礎年金」に改称せしめることにある。それにより、サラリーマンが加入する厚生年金制度を上乘化した「二階建て年金」となっている。

同時に、高齢化時代の財政困難を備え、給付と負担の異質性を強調しているのが、次の特徴である。併せて、一人一年金の原則を

導入し、厚生年金と国民年金の併給に生じる過剰給付の整理、婦人の年金権の確立、障害者に対する年金の保証など、これまで懸案となっていた問題の処理も盛り込まれている。

「基礎年金」の創設は、年金一元化への足がかりとなるものと賛成である。しかし、共済グループが、この一元化を容認する考えがないのが、今のところ不明である。今度の厚生省改革案に反対した一元化への準備を、自ら始めるべきを望む。

一元化への前提は、随所に打ち込まれる年金の負担軽減の解消が前提である。そのために、現在、各層に分かれていた年金行政の一元化を、政府は、なやかに打ち進めようとしている。女性の年金権確立に伴って、保険料率や支給開始の男女格差解消も進められているが、雇用の男女平等推進と併せて、年金の格差が解消されるのは当然である。

最も論議を呼び起すのは、給付と負担の

異質の部分であろう。サラリーマン(未婚)のモデル年金額である、現在の三十二年加入で十七万三千円、これは現役労働者の平均賃金の六八%に相当する。現行制度のままだと、制度が成熟して四十年加入が一般化すると二十年後は、三三%にまで下り懸かっている。改進黨はその対策として、現行の給付率を徐々に下げ、成熟時でも六九%と、現行水準の手前には抑えるようになっている。

一方に於いて、負担の方は保険料を現時的に引き上げて、現行の平均月収の一〇・六%(若狭折半)を、将来的には三三・九%とする設計、改革案は、初年度からの引き上げも盛り込まれている。

給付を抑えて、負担を引き上げるのだから、国民に厳しい負担を押しつけるの反対が出るのは当然であろう。しかし、六十五歳以上の人口が、五人のうち一人を占めるといふ将来の高齢化時代を考えた場合、これ以外にない解決方法があるかどうか。むしろ、社会保障審議会厚生年金部会が七月に出した勧告で「給付は現役の六〇%程度」としたのに、あえて現行水準の維持を打ち出しているのは、将来問題となる負担を先取りするものかである。受給開始年齢の引き上げも、改進黨には使われていない。

「二十一世紀の年金の確立」を目指すなら、既に現実化現象として国民の前に示し、進捗を求めるべきではないか。

昭和60年改正における女性と年金に関する主な答弁

○婦人の年金権の確立

(衆議院社会労働委員会(昭和59年7月26日)長野 祐也議員)

○長野委員 厚生大臣のお立場では、今そういう時期を示すということは、そういう答弁を期待する方が無理だと思えますので、次の問題に移りたいと思えます。

婦人の年金の問題について、二点確認をしておきたいと思えます。

これまで婦人の年金につきましては、すべての婦人が制度に加入をして独自の年金を持つ方向と、夫の年金のもとで保障していくという方向と二つの議論があって、いずれにするかという大問題があったわけですが、改正法案では、サラリーマンの奥様もすべて国民年金に加入をし、すべての婦人が自分の基礎年金を受けることになり、年金制度の根幹にかかわるこの大問題について、今回よく知恵を出されて解決を図られたと思うのですが、この点についての基本的な考え方を伺いたいということが第一点。

第二点は、そのサラリーマンの奥様の中に、過去に国民年金に任意加入していた人、あるいは現に任意加入をしている人がおります。今回、婦人の年金権の確立ということで御婦人もみんな基礎年金がもらえるようになりますと、過去に任意加入をしていた人は何だかばかを見たんじゃないかというような心配を耳にすることもあつたわけが、このあたり、任意加入の実績をどういうふうに見てくれるのか、二点伺いたいと思えます。

○吉原政府委員 年金制度の中で婦人をどういうふうに取り扱うかというのは、重要でありますけれども、大変また難しい問題であつたわけであり、今度の改正案におきましては、御婦人の方もすべて男子、働いての方と同じように強制加入ということにしたわけでございます。これは、考え方としては先ほど御質問にございましたように二通りの考え方がございましたけれども、現実にサラリーマンの妻も七、八百万人、一千万人近い方が国民年金に任意加入しておられるという現実、そういうことを考えますと、御婦人一人一人が自分自身の年金を受けたいというお気持ち非常にも強くなつてきておる。国民年金が殆ど二十年以上上たちました現在、非常にそれが強くなつてきているということを踏まえまして、御婦人の方一人一人に年金の受給権が与えられるようにするというのが制度のあり方としても望ましい、あるべきだ、そう考へて、今回基礎年金の導入という形で婦人の年金権の問題も解決をすることにしたわけでございます。

それから、これまでサラリーマンの奥様の方で任意加入をされた方が、基礎年金に入つて一体損をしたのか得をするかになるのかという御質問だと思えますけれども、任意加入をされた方は、やはりそれなりの任意加入の実績というものを踏まえて年金が出ることになっておりまして、決して今までの任意加入した分が損になるといふような措置にはなっておりません。

○専業主婦の優遇策

(参議院社会労働委員会(昭和60年4月16日)中西 珠子議員)

○中西珠子委員 私は、きょうは婦人の年金権に關してお聞きいたします。

職業を持っていて本人が厚生年金の被保険者として保険料を支払っている独身の女性、そしてまた共働きの妻といふものを、厚生年金加入者の無業の妻と比較した場合に、自分が保険料を払わなくても夫が四十年間保険料を支払えば基礎年金五万円は確保される。四十年間で五万円という年金の額が大変少ないということは今のところは別問題として、後でまたこの問題を取り上げますけれども、とにかく夫が四十年間保険料を支払えば基礎年金五万円は確保されるという専業主婦と比較した場合、専業主婦の方がずっと有利となる。専業主婦のこれは優遇策である。早く言えば女は家庭へ帰れという政策から端を発している発想である。こういう批判が働く婦人の中から出ておりますが、厚生大臣のお考えをお伺いいたします。

〔委員長退席、理事佐々木満君着席〕

○国務大臣(増岡博之君) 私どもは、決してそういう意図を持ってやっておるわけではございませんで、むしろ、むしろ、専業主婦の場合に未加入でありました際には、離婚とか障害とかいろいろの場合に保障の面で欠けるところがございまして、そこを安定をさして差し上げるという意味合いから全員加入にいたしておるわけでございます。決して御指摘のような意図を持ってやっておるわけではございません。

○共働きや単身に不利

(参議院社会労働委員会 (昭和60年4月19日) 粕谷 照美議員)

○粕谷照美君 妻の年金権について政府案は、サラリーマンの夫は無業の妻の基礎年金部分は保険料を特別に払うことなく、二人込みで支払うということになっております。この問題なんですけれども、妻は自分自身で払うことがない、それで自分名義の年金をもらう、大変いいことのように思います。このパンフレットの中にもそういうことが非常に強調してあるわけでありまして、しかしまた逆に考えてみますと、共働きの妻はどんな感じを持つのであろうか。共働きの場合は夫も妻の分、二人込みで支払うわけですね。妻はまた配偶者の分という事になりまして、この分二人込みでお金を払うわけですね。独身者もまたそうですね。そうしますと何か、おうちにいってしまつて、働かないでうちのことをやっていたら、サラリーマンの奥さんに対して自分たちがお金を払っているのではないか、こういう感じではないですか。

総理府の出しております「婦人の現状と施策」のことしの報告書を見ました。この年金に関して幾つか載っているわけですが、その中に「妻が国民年金に任意加入している世帯、又は夫婦共稼ぎの世帯では、妻の分までカバーしている夫の被用者年金のほか、妻自身の国民年金又は被用者年金が支給され、結果的に世帯としての過剰給付を招く」という問題も生じている。人から見れば、あそここのうちは過剰に給付をされていると、こういうふうにも思うことが強調されております。「このほか、厚生年金保険においては、単身世帯と夫婦世帯との年金額には、あまり違いがなく、単身世帯の年金水準が結果的には過剰である」という問題も指摘されている。これは一方の側

から見ればそういうことになるかもしれないけれども、しかし逆に言つて、このような政府案で払っていく共働きの夫や妻あるいは独身者はこの逆の考え方を持つというのの当然のことだというふうに思いますけれども、厚生省はその点はどういうふうにお考えですか。

〔委員長代理関口恵造君退席、委員長着席〕

○政府委員(吉原健二君) 共働きの女性の方あるいは独身の方でもいいのですけれども、働いて勤めておられる方の女性の側の保険料の負担とそれから無業で家庭におられる方、これは御主人の保険料の中でカバーをされて保険料が自動的に支払われる、こういうことになるわけでございますが、その点だけを見るとおかしいではないかという御議論あるいは考え方もあろうかと思つて、けれども、現在の制度におきましても奥様が家庭におられる方につきましても、同じ保険料の取り方でありまして、一万五千円という配偶者加給というのがあるわけではございません。奥様がいらっしゃる、そういう配偶者加給の対象となる方がおられる場合とおられない場合とで保険料の取り方に違いがあるわけではございません。

それから年金ではございませんで、健康保険の場合におきましても、一人の方の健康保険料の納付のやり方とそれから夫婦、家庭に奥さんがおられる場合の健康保険の保険料というのと同じでございます。まして、あくまでも自分の月給なり給与に応じて一定の率の保険料を納めていただく、独身であらうと世帯持ちであらうと同じ保険料を納めていただく、こういうことになってはいるわけではございまして、社会保険といいますが、社会保険ではあくまでも能力に応じて保険料を払うていただく。それで必要な方に必要な給付をしていくという考え方が社会保険、社会保険では実は基本になつてはいるわけではございませんで、そういうことで、今度の年金制度におきましても独身の方あるいは世帯持ちの方を問わずに同じような賃金に一定率の保険料を負担していただいて、給付の方は必要な方に必要な給付をするという仕組みをとつたわけではございませんで。

○女性の保険料掛け捨て

(衆議院社会労働委員会 (昭和59年12月18日) 竹村 泰子議員)

○竹村委員 それは御夫婦が円満に一生、いつまでもずつと添ひ添ひされる場合はそれで大変結構なんですけれども、必ずしもそうとは言ひ切れない現実が不幸にしてあるわけですね。しかもその数が非常に多い。そういう中で今回の政府案の問題点、余りにも大き過ぎるのではないかと私は申し上げてはいるわけですね。

共働きの奥さんの場合、夫が死亡された場合に、遺族厚生年金か、それから自分の老齢厚生年金か、そのいずれか高い方を選択しなければならぬわけですね。男女の賃金の格差が非常に大きい現状から見ますと、結果的に共働きの妻も無業の妻がもう遺族厚生年金を受け取らなければならぬ、それを選択しなければならぬ、このケースでは自分の掛けた保険料、これは事実上掛け捨てとなりまして、これに対する処置はいかがですか。

○吉原政府委員 夫の死亡という一つの事態といえますか、事故に対して二つの年金が出る場合に、どちらか一つというのは、これはもう年金制度ができてから、何といいますが、その分をできるだけ支給ということには避ける、その分をできるだけ本当に必要なところへの給付を厚くする、こういう考え方でできておるわけではございまして、そういう意味におきまして、二つの制度に入つて二つの保険料を払つていて、一つの事故で二つの給付が出る場合に調整をされるというの、これは私どもから言いますとやむを得ない、やはりどうしても御理解をいただかなければならぬ点だと思つてはいます。

その場合にどちらを選択するかというのは、御本人の意思で決めることができる。当然高い方を選択あるいは有利な方を選択されるということになると思つてはいますけれども、そういう意味でそれを掛け捨てだと言われましても、またなかなか、年金というのはいくらでも厚くすべきところへ厚い給付をという考え方がない、まして、そういう面での支給の制限、併給の調整というのはやむを得ないし、御理解をいただかなければならぬことだと私は思います。

○個人単位化

(衆議院社会労働委員会 (昭和59年12月18日) 竹村 泰子議員)

○竹村委員 婦人の年金権について質問いたします。

ちょっとショッピングなことを申し上げますけれども、今回の政府案は、前提条件として一人一年金が徹底していないところに大きな問題があると思うわけです。夫婦がセットで一年金であるということですか。

ちょっと申し上げますと、政府案では、正式な結婚をして子供が生まれる、夫婦は離婚しない、妻は外で働かない、これが基礎となっているのではないのでしょうか。ところが、現実には反対なんです。もうよく御存じだと思いますけれども、正式に結婚しないで子供を産む方もたくさんおありになる、それから離婚は非常に増大している、女性はほとんど外で仕事を持っている。こういうところで、一人一年金の原則ということは確立されていないのではないか。新しい制度では、個人単位の考え方で賡いで、これまでの厚生年金のような世帯単位での考え方は改めるべきではないかと思えますが、どうですか。

○吉原政府委員 全く、その御指摘のような社会の変化あるいは国民の生活形態といったものが変わりましたがゆえに、今度の年金制度におきましても、御婦人の方一人一人が自分自身の年金をもつという形に改めたわけでございます。もう昔のように御婦人の方がサラリーマンの妻としてずっと家庭におられるということは考えられませんが、それから御自身が離婚されるあるいは障害者になられる場合もあるわけでございますから、今までのような世帯単位、いわば夫に付いたような形の年金ではそういった女の方の老後の生活に非常に心配が多くなってきたということを背景にして、まさしく今度の年金改正案におきましては、御婦人の方一人一人にも年金がどんな場合でももらえるように、できるだけすべての場合にももらえるようにしようということ、今度の改正案を考えているわけでございます。

社会保障制度審議会建議

「皆年金下の新年金体系」

(昭和五十二年十二月十九日)

第四 新しい年金体系の諸問題

迫り来る高齢化の進展、年金制度の成熟化等に対応するための老齢年金の在り方に関するわれわれの提言の主要点は、以上述べたとおりであるが、なお若干の点について敷衍しておく。

一 基本年金の内容

基本年金は、すでに述べたように、年金保険料的な性格を有する年金税(付加価値税)を財源として、六十五歳以上の老人すべてに対し定額の給付を保障することを基本とするものである。

基本年金の受給権は個人単位に発生するが、給付は、生活の基礎から考えて、夫婦世帯を単位に行うものとし、その水準は、財源の大きさを勘案しつつも、老人夫婦のみの世帯における標準的な消費支出を基礎にその一定割合、おおむね五割程度の水準を確保していくことが望まれる。この場合、單身者が受給する基本年金の額は、その生活実態から考えて、夫婦二人の額の

つても老齢年金を支給するとともに被用者年金の被保険者とはしないのが適当である。

三 年金問題に関し指摘されている諸問題の改善の方向

基本年金の創設をはじめとする老齢年金制度の再編成にあたっては、現行制度について従来から指摘されているような諸問題、例えば、遺族年金の水準及び支給要件の問題、離婚した女子の年金権確保の問題等についても是正をはかることが必要である。

(一) 被用者年金における遺族年金の取扱い

六十五歳以上のすべての老人について基本年金が保障されることにより、高齢の遺族にとつても、その限りにおいて安定感が得ることとなる。ただ、六十五歳未満の遺族の場合には、老齢年金との比率を従来とおりの五割に保つたとしても、国庫負担が除かれた分だけ減額されるので、少なくとも六割程度まで引き上げることが必要である。また、遺族年金の受給者については、年齢制限等を設けることを検討すべきであろう。

(二) 女子の年金権

基本年金の導入に伴い、女子についても一定額の老齢年金は確実に保障されることになり、従来指摘されていた高齢で離婚した女子の無年金の問題は解決される。さらに一層この面での改善をはかるため、配偶者が被用者保険に加入している場合の無業の妻については、離婚した場合は現在「空期間」とされている婚姻期間を「実期間」として取り扱えるよ

六割程度とすべきであろう。

基本年金の水準は、国民所得の動向と老人夫婦世帯における消費支出の推移に対応して、適時スライド改定していくことが望まれる。財源を付加価値税に求めることによってそれが円滑にはこぼれる。

なお、基本年金の創設により、現行の老齢福祉年金は当然廃止し、また、五年年金・十年年金の経過年金についても、すでに拠出した保険料分に対応する給付(国庫負担を除いたもの)のみを社会保険年金として支給することを考慮し、整理していくべきである。

二 社会保険年金の姿

金額国庫財源による基本年金の創設に伴い、厚生年金、共済年金、国民年金等の現行の各公的年金制度は、新設される基本年金との調和をとりつつ、原則として国庫負担のない社会保険の方式による上積み給付として再編成されることとなる。

その給付内容は、それぞれの制度ごとに保険収支を勘案のうえ定められることとなるが、基本的な姿としては、拠出した保険料(額及び期間)におおむね比例する形のものとなる。

この場合、厚生年金については現行制度とのつながりを考慮し、定額部分の一部を残すことが考えられる。また、国民年金については、基本年金に上積みされる給付となることにかんがみ、現在の定額保険料を改め、所得比例を考慮した段階的保険料を導入する必要がある。

なお、六十五歳以上の者については、就業している場合であ

うな方法を検討すべきである。

これに伴い、性格があいまいで種々問題のある被用者の無業の妻の国民年金への任意加入制度は廃止されることになる。

四 再編成のプログラム及び経過措置

制度改正の影響が後年になって初めて現われる年金制度の場合、障害物ははるかかなたに見える段階から適切な操縦をしなければならぬ。この意味からも、基本年金の創設及び一連の制度再編成は急がなければならない。基本年金は、年金税(付加価値税)制の導入とともに、昭和五十五年には発足することが望まれる。それと見合せて、現行各公的年金制度は原則的には昭和六十五年までにそれぞれ再編成を完了することを期待する。

基礎年金制度導入時の年金額に対する説明

老齢基礎年金の額は、622,800円（月額51,900円。昭和61年度価格）であるが、制度立案時の昭和59年度価格では、600,000円（月額50,000円）である。これは、20歳から60歳までの40年間の国民年金の被保険者期間のすべてについて保険料を納付した場合に支給される額である。

この間に、保険料の免除を受けた期間や保険料を滞納した期間などがあるときは、その分だけ減額された額になる、これは50,000円をフルペンションとするという考え方である。月額50,000円の年金額の水準は、65歳以上の老人の消費支出のうち、雑費的なものを除いたものが単身世帯で47,600円、夫婦世帯で83,700円程度となっていることなどを参考としたものである。

『詳解 新年金制度』（厚生省年金局年金課 編）より

40年で月5万円という基礎年金の水準をこれまでの国民年金の水準と比べると・・・国民年金の本来の年金額は、まだ受給者はでていないが、保険料納付期間25年以上の年金で48,050円、最長40年の年金は76,875円（いずれも59年度価格）である。

国民年金が発足したのは昭和36年であるから、昭和61年に本来年金の資格期間である25年を満了した人がでてくる。基礎年金の5万円という水準は、保険料納付期間は40年が前提であるが、水準としてはいまの国民年金の25年年金の水準とほぼ同じ程度である。したがって、おおむねこれまでの国民年金の25年年金の水準を保険料納付期間40年を前提とした新しい基礎年金の水準としたといてよい。

『新年金法 61年金改革解説と資料』（吉原健二 編著）より

（注）高齢者世帯の雑費を除いた消費支出

○ 65歳以上単身者（無業）

$$40,685 \text{ 円}^{(*)} \times 1.170 = 47,601 \text{ 円}$$

昭和54年全国消費
実態調査報告(総務庁)
55~58の消費者
物価上昇率の累計

○ 夫65歳以上、妻60歳以上の老人夫婦2人世帯

$$71,567 \text{ 円}^{(*)} \times 1.170 = 83,733 \text{ 円}$$

昭和54年全国消費
実態調査報告(総務庁)
55~58の消費者
物価上昇率の累計

(※)消費支出から雑費を除いた食料費、住居費、光熱費、被服費の合計

「女性と年金検討会」今後の日程と議事（案）

○ 第6回

- ・日 時 平成13年5月17日(木) 10:00～12:00
- ・場 所 省議室
- ・議 事 佐藤英明委員、駒村康平委員によるレポート報告

○ 第7回

- ・日 時 平成13年6月7日(木) 10:00～12:00
- ・場 所 未定
- ・議 事 委員以外の有識者からのヒアリング
 - ・大澤真理氏(東京大学社会科学研究所教授)
 - ・樋口美雄氏(慶應義塾大学商学部教授)

○ 第8回

- ・日 時 平成13年7月13日(金) 13:30～15:30(予定)
- ・場 所 未定
- ・議 事 堀勝洋委員、中田正委員によるレポート報告

○ 第9回

- ・日 時 平成13年7月26日(木) 10:00～12:00(予定)
- ・場 所 未定
- ・議 事 主婦からのヒアリング又は外国制度等の説明